

施設園芸燃料価格高騰対策支援事業実施要領

施設園芸燃料価格高騰対策支援事業の実施については、徳島県補助金交付規則（昭和５８年徳島県規則第５３号以下「規則」という。）及び徳島県みどり戦略推進課関係事業補助金交付要綱（令和５年６月１日付けみ第６７号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第１ 定義

- 事業実施主体は、徳島県農業協同組合中央会とする。
- 支援対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - 徳島県内で施設園芸を営む農業者又は法人であつて、国の令和６事業年度施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット制度」という。）へ加入し、燃料価格高騰に対応した積立コースを選択していること。
 - 燃料使用量を１５％以上削減する省エネルギー等対策推進計画を実践すること。
- 取りまとめ者は、支援対象者を取りまとめる農業協同組合とする。

第２ 事業の内容

燃料価格が高止まりする中、省エネに取り組む県内の施設園芸農業者に対して、施設園芸の加温に供する燃料の価格高騰分の一部を支援するため、事業実施主体が支援対象者へ支援金を交付するのに要する経費について予算の範囲内で補助する。

第３ 対象燃料

園芸施設の加温に供するため、令和６年１２月から令和７年３月まで（以下「対象期間」という。）に購入したＡ重油、灯油及びＬＰガスとする。なお、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。

対象燃料	指標	単位
Ａ重油	農業物価統計調査	円/リットル
灯油	Ａ重油価格×１.０６	円/リットル
ＬＰガス	卸売価格 （日本ＬＰガス協会調査）	円/キログラム

第４ 支援金の額

１ 支援金の算定

対象期間中の各月ごとに、当該月の燃料価格（第３で定める指標）が、基準価格（過去７年間の加温期間（１１月から翌４月）の燃料価格のうち最高値１年分と最安値１年分を除いた５年の平均価格）を超えた場合に行うものとする。

２ 支援単価

燃料の単位数量当たりの支援金額（以下「支援金単価」という。）は、次に掲げる算式により算出された額を限度とする。

（Ａ重油、灯油）

支援金単価（円/リットル）（小数点第２位切捨）＝

支援対象単価（当該月の燃料価格(円/リットル)－基準価格(円/リットル)）×1/6 以内
（L P ガス）

支援金単価（円/キログラム）（小数点第 2 位切捨）＝

支援対象単価（当該月の燃料価格（円/キログラム）－基準価格（円/キログラム））×1/6 以内

3 支援対象となる燃料数量

支援対象者が施設園芸の加温に供するために当該月に支援対象者自身が購入した A 重油、灯油及び L P ガスの数量（以下「燃料数量」という。）とする。ただし、納品書、請求書及び領収書等により、支援対象者が購入したことを確認できるものに限る。なお、納品書等において L P ガスの単位が立方メートルで記載されている場合は、次に掲げる算式に基づき、キログラムに換算し、小数点第 1 位を四捨五入すること。

購入数量（キログラム）＝購入数量（立方メートル）×2.183

4 支援金の交付額

各月ごとの支援金の交付額は次に掲げる算式により、A 重油、灯油及び L P ガスごとに算出された額を限度とする。

当該月支援金交付額（円）（1 円未満切捨）＝支援金単価×対象となる燃料数量

第 5 推進事業

県は、事業を円滑に推進するために事業実施主体が行う事務等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、補助対象経費は別表に掲げる経費とする。

第 6 事業の実施

1 支援対象者の手続き

支援対象者は支援金交付申請書（参考様式）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。なお、取りまとめ者が支援対象者を取りまとめて、事業実施主体に申請できるものとする。

2 事業実施主体の手続き

事業実施主体は事業計画書承認申請書（様式第 1 号）を作成し、知事に提出する。

3 事業計画の変更

事業計画を変更する場合は、上記 2 の規定を準用することとし、事業計画書変更承認申請書（様式第 1 号）を作成し、知事に提出する。

4 事業の内示

知事は、2 及び 3 の事業計画書が提出されたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは事業内示を行う。

5 補助金交付申請

事業実施主体は、事業内示後、交付要綱第 3 条に定める補助金交付申請書を知事に提出する。

6 実績報告

事業実施主体は、規則第 11 条及び交付要綱第 8 条に定める実績報告書に次の添付資料を添えて知事に提出する。

（1）事業実績報告書（様式第 1 号別添 1）

（2）支援対象者一覧表（様式第 1 号別添 2）

（3）支援対象者への支援金交付が確認できる書類

第7 補助金の返還

知事は、補助金の交付を受けた事業実施主体が補助金の交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。

- 1 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。
- 2 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月20日から適用する。